

社援発 0121 第 10 号
令和 8 年 1 月 21 日
第 1 次 改 正
社援発 0330 第 27 号
令和 8 年 3 月 30 日

各 都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で
「特定技能 1 号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の
延長に関する措置について

介護福祉士国家試験（以下「国家試験」という。）においては、令和 6 年 9 月に
「介護福祉士国家試験パート合格の導入に関する検討会」でとりまとめられた報告
書の提言を受け、国家試験の科目をいくつかのグループ（以下「パート」という。）
に分け、一定の合格水準に達したパートについて、翌々年までの試験において当該
パートの受験を免除するパート合格（合格パートの受験免除）の仕組みが、第 38 回
（令和 7 年度）国家試験より導入される。

また、出入国在留管理庁では、令和 7 年 9 月 30 日に出入国管理及び難民認定法施
行規則（昭和 56 年法務省令第 54 号）及び特定技能外国人受入れに関する運用要領を
改正し、特定技能 2 号評価試験等に不合格となった「特定技能 1 号」の在留資格を
もって本邦に在留する外国人（以下「1 号特定技能外国人」という。）のうち、一
定の要件を満たすものについては、当分の間、通算在留期間の上限である 5 年を超
えて本邦に在留することについて相当の理由があると認められる場合に該当するも
のとし、通算在留期間が 6 年に達するまで本邦に在留することを可能とする運用を
行っている。

今般、出入国在留管理庁と協議を行った結果、国家試験においてパート合格（合
格パートの受験免除）をするなど下記三の条件等を満たす者については、下記四の
とおり、当該運用の対象となるために必要な手続を行うことができる措置を講ずる

こととしたので、各自治体におかれては、管内の施設・事業所及び介護福祉士養成施設等への周知徹底方をお願いします。

なお、本通知については、出入国在留管理庁と協議済みであることを申し添える。

記

一 介護分野で本邦に在留する 1 号特定技能外国人の通算在留期間の延長に関する基本的な考え方について

1 号特定技能外国人については、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号）の表の法別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 1 号に掲げる活動の項の下欄第 1 号へにおいて、当該在留資格をもって在留した期間が、原則として通算して 5 年に達していないことが定められているが、介護分野以外の一部の特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。）では、通算在留期間の上限がない在留資格「特定技能 2 号」が設けられている。

一方、介護分野においては、在留資格「特定技能 2 号」は設けられていないものの、「本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動」を行うことができる通算在留期間の上限がない在留資格「介護」が設けられており、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 42 条第 1 項の規定に基づき、介護福祉士として登録された者については、当該在留資格をもって本邦に在留することが可能となっている。

介護福祉士の登録に当たっては、国家試験の合格が必要であるところ、この国家試験の受験要件として、社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第 2 項第 5 号において、3 年以上介護等の業務に従事した者であることが必要であることから、1 号特定技能外国人の通算在留期間の上限である 5 年間では、国家試験の受験回数が限られていることなどに鑑み、今般、下記三の条件等を満たした場合に、当該運用の対象となるために必要な手続きを行うことができる措置を講ずる。

二 特定技能所属機関における責務について

一にあるとおり、1 号特定技能外国人については、当該在留資格をもって在留した期間が、原則として通算して 5 年に達していないことという基本的考え方に基づき、今般の措置については、翌年度の国家試験合格に向けて特例的に行うものである。そのため、特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下

「特定技能所属機関」という。)においては、対象者が翌年度の国家試験合格に向けて意欲をもって就労及び学習に取り組めるような環境整備や、国家試験合格へ向けた学習支援等を計画的に行うことが必要である。

三 介護分野で本邦に在留する1号特定技能外国人が当該運用の対象となる条件等について

本通知により、当該運用の対象となるために必要な手続を行うことができるのは、以下の①及び②の条件等を満たした場合である。

① 対象者に関する事項

(ア) 対象者の国家試験の結果に関する事項

介護分野で本邦に在留する1号特定技能外国人で、5年の通算在留期間に達する前の最終年度に国家試験を全パート受験しており、かつ、その翌年度の国家試験合格に向けた学習意欲があり学習の振り返りができている者のうち、5年の通算在留期間に達する前の最終年度の国家試験において以下の(i)及び(ii)の両方の基準を満たしている者であること。

(i) 1パート以上合格している者

(ii) 総得点に対する合格基準点の8割以上の得点がある者

(イ) 5年の通算在留期間経過後の在留継続期間中の事項

5年の通算在留期間経過後の在留継続期間中に、以下の(i)～(iii)のいずれも誓約していること。

(i) 国家試験の合格に向けて精励し、かつ、国家試験を受験すること

(ii) 国家試験に合格した場合、速やかに在留資格「介護」の在留資格変更許可申請を行うこと

(iii) 国家試験に合格できなかった場合、速やかに帰国すること

② 特定技能所属機関が実施する事項

特定技能所属機関が、対象者を引き続き雇用する意思があること。

加えて、二の趣旨に鑑み、対象者を受け入れている特定技能所属機関においては、支援責任者による学習計画を作成すること。

学習計画は、対象者の5年の通算在留期間に達する前の最終年度の国家試験受験時点におけるこれまでの学習の評価を踏まえ、特定技能所属機関の実情に応じて、自己学習環境の整備や地域の講座・研修機会の活用等を検討し、学習

計画（別紙様式２）にて個々の学習の習熟度を踏まえ対象者ごとに作成すること。

また、学習計画には、翌年度の国家試験合格を目指すための具体的な支援計画及び国家試験対策に係る講座・研修等を受講する予定を含むこと。さらに、支援責任者は、対象者と面談を行う等これまでの学習について振り返りを行い、対象者の意向を踏まえた上で、対象者とともに学習計画を作成すること。

四 厚生労働省による文書等の確認について

三の条件等を満たす場合には、当該運用の対象となるために必要な手続として、厚生労働省に対し確認依頼を下記のとおり行うことができるものとする。

なお、特定技能所属機関において、本確認依頼の対象者が複数人いる場合には、特定技能所属機関においてとりまとめた上で送付すること。

① 確認依頼書類の準備

必要事項を記載の上、以下の（ア）～（エ）の書類について厚生労働省に送付すること。

なお、（イ）については、原本は翌年度以降の国家試験受験の際に必要なため、対象者が管理すること。

（ア）パート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で本邦に在留する１号特定技能外国人の通算在留期間の延長に係る確認依頼書（別紙様式１）

（イ）受験した年の「介護福祉士国家試験結果等について」の写し

（ウ）在留カード（表面）の写し

（エ）学習計画（別紙様式２）

② 確認依頼書類の送付期限

①の確認依頼書類の送付期限は、受験した年の４月末日までとする。（締切当日消印有効）

なお、対象者本人の在留期限が迫っているなど、地方出入国在留管理局に速やかに在留諸申請を行う必要がある場合には、上記送付期限を待たずして直ちに送付すること。

本確認依頼に係る詳細な内容及び送付先については、厚生労働省のホームページを参照されたい。

【URL】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/kaigo.tokuteiginou.extension

五 厚生労働省による確認後の手続について

厚生労働省による確認の結果、三に規定する条件等を満たすものと厚生労働省社会・援護局長が認める場合には、「パート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で本邦に在留する1号特定技能外国人の通算在留期間の延長に係る結果確認通知書（別紙様式3）（以下「結果確認通知書（別紙様式3）」という。）」を発行するため、発行された「結果確認通知書（別紙様式3）」及び出入国在留管理庁が示すその他必要書類を添付の上、地方出入国在留管理局に在留諸申請を行うこと。

なお、在留期間更新等許可の最終的な決定は、地方出入国在留管理局が行うため、当該「結果確認通知書（別紙様式3）」が発行されたことをもって在留期間の更新等許可を保証するものではない。

(別紙様式 1)

パート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で本邦に在留する
1号特定技能外国人の通算在留期間の延長に係る確認依頼書

厚生労働省社会・援護局長 殿

下記の者について、「介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能1号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置について」（社援発 0121 第 10 号令和 8 年 1 月 21 日）に基づき、確認を依頼します。

記

1. 対象者

氏 名：
生年月日：
国 籍 等：
在留カードの番号：

令和 年 月 日

特定技能所属機関名：
特定技能所属機関所在地：
特定技能所属機関代表者名：

2. 支援責任者

氏 名：
施 設 名：
電話番号：

3. 結果確認通知書返送先

〒〇〇〇—〇〇〇〇

学習計画

対象者氏名： _____

生年月日：

在留カードの番号：

1. これまでの学習方法（対象者が記載する）

	これまでの学習方法
対象者	

2. これまでの学習方法の評価（支援責任者が面談等を行い記載する）

[illegible]

3. 今後の学習計画（支援責任者が面談等を行い記載する）

	これまでの学習方法とその評価 を踏まえた今後の学習計画	受講予定国家試験対策講座等
支援責任者		介護福祉士国家試験合格のための今後の支援など該当するものに☑して下さい。 ☐ 各都道府県や職能団体が実施する介護福祉士国家試験対策講座・研修 （受講済みの場合は除く） ☐ 上記以外の外部で開催された介護福祉士国家試験対策講座・研修 （受講済みの場合は除く） ☐ 模擬試験の受験及び受験結果の振り返り ☐ 介護福祉士養成施設や福祉系大学での就学 ☐ その他 （ ）

令和 年 月 日

以上の学習計画を作成したので、これに基づいて、（対象者氏名）
_____が翌年度の介護福祉士国家試験に合格することを
目指すための学習体制を確保し、適切な支援を実施します。

支援責任者（自署）

翌年度の介護福祉士国家試験を受験するとともに、以上の学習計画
を十分に理解したので、これに基づいて、翌年度の介護福祉士国家試
験に合格することを目指して精励します。

また、翌年度の介護福祉士国家試験に合格した場合には、速やかに
在留資格「介護」の在留資格変更許可申請を行うとともに、合格でき
なかった場合、速やかに帰国することを誓約します。

対象者氏名（自署）

(別紙様式 3)
社援発〇〇第〇号
令和〇年〇月〇日

〇〇〇殿

厚生労働省社会・援護局長

パート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で本邦に在留する 1 号特定技能外国人の通算在留期間の延長に係る結果確認通知書

下記の者については、「介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能 1 号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置について」（社援発 0121 第 10 号令和 8 年 1 月 21 日）の要件を満たしていることを確認したため通知する。

記

氏 名 〇〇〇〇〇
生 年 月 日 （西暦）年〇〇月〇〇日
国 籍 等 〇〇〇〇〇
在留カードの番号 ●●●●●●●●

注意：本通知書は地方出入国在留管理局における在留諸申請に使用するものであり、それ以外の用途には使用できない。

注意：本通知書の有効期限は、上記発行日より 1 年間である。